

佐賀県消防学校校友会消防・防災関係DVD・書籍借受け要領

(目的)

第1条 この要領は、消防技術の進展に寄与する事業として、佐賀県消防学校校友会が保有する消防・防災関係DVD及び書籍の借受けについて、必要な事項を定めるものとする。

(借受の手続き等)

第2条 消防・防災関係DVD又は書籍を借受けようとする者（以下「借受者」。）は、佐賀県消防学校校友会会長（以下「会長」。）に消防・防災関係DVD・書籍借受け申請書（様式1号）を提出しなければならない。

- 2 借受者は前項の申請をしようとするときは、電話、メール等の方法により予約することができる。
- 3 借受者が個人の場合は運転免許証等身分を証明する物を提示しなければならない。

(許可)

第3条 前条の申請は、特に支障のない限り、申請書の受理を持って承認したものとする。

(借受期間)

第4条 借受け期間は、原則1週間以内とする。

(複製・転貸の禁止)

第5条 借受け者は、借受けしたDVD又は書籍を複製又は第三者に転貸してはならない。

(承認取消)

第6条 会長は、借受け者が前条の規定に違反した場合は第3条の承認を取消、返還を命じる事ができる。

(損害賠償)

第7条 借受け者の責に帰すべき理由により、借受けたDVD又は書籍を亡失又は損壊させ、もしくは第三者に損害等を生じさせたときは、借受け者の責任において、原状に復し、損害を賠償しなければならない。

(返還の手続き)

第8条 借受け者は、借受けが完了した時は速やかに返還しなければならない。

(その他)

第9条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定めるものとする。

(附則) この要領は、平成29年4月1日より実施する。